告示

○法務省告示第三百七十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項下欄の規定に基づき、平成二年法務省告示第百四十五号（出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の留学の在留資格に係る基準の規定に基づき日本語教育機関等を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十九年八月十四日

法務大臣　上川　陽子

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

別表第一

一

名称	所在地
［略］	［略］
北海道ハイテクノロジー専門学校	北海道
上野法律ビジネス専門学校	岩手県
［略］	［略］
国際アート＆デザイン大学校日本語科	福島県
［略］	［略］
京進ランゲージアカデミー水戸校	茨城県
ＪＯＡ日本語学院	茨城県
［略］	［略］
Ｆｕｊｉ　Ｌａｎｇｕａｇｅ　Ｓｃｈｏｏｌ	群馬県
上尾国際教育センター（ＡＩＥＣ）	埼玉県
［略］	［略］
王子国際語学院	埼玉県
関東国際学院	埼玉県
［略］	［略］
国際情報経済専門学校日本語本科	埼玉県
ＳＡＩ国際教育学院	埼玉県
［略］	［略］
若葉国際教育学院	埼玉県
アクティブ日本語学院	千葉県

改正前

別表第一

一

名称	所在地
［同上］	［同上］
北海道ハイテクノロジー専門学校	北海道
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
国際アート＆デザイン専門学校日本語科	福島県
［同上］	［同上］
水戸国際日本語学校	茨城県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
Ｆｕｊｉ　Ｌａｎｇｕａｇｅ　Ｓｃｈｏｏｌ	群馬県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
王子国際語学院	埼玉県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
国際情報経済専門学校日本語本科	埼玉県
［項を加える。］	
［同上］	［同上］
若葉国際教育学院	埼玉県
［項を加える。］	